## 犯罪被害者等支援の抜本的強化を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和 5 年 3 月14日

神奈川県議会議員	JII	本		学
同	京	島	けい	`_
司	市	JII	和	広
司	脇		礼	子
司	谷口	コ た	<b>いず</b> え	ふみ
同	原		聡	祐
同	青	Щ	圭	<u> </u>
司	梅	沢	裕	之
司	土井	牛りゅ	ゅうす	トけ
司	堀	江	則	之
司	松	本		清
同	たき	きた	孝	徳

#### 犯罪被害者等支援の抜本的強化を求める意見書 (案)

平成16年に犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本 法が成立した。

この法律に基づき、国は平成17年に犯罪被害者等基本計画を策定して以降、各種施策を推進してきた。「令和3年版犯罪被害者白書」には、第3次基本計画までの主な成果として、犯罪被害給付制度の拡充や、被害者参加制度の創設・拡充、全都道府県への性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置等が挙げられている。

しかしながら、犯罪被害者等の多種多様なニーズに応えられるだけの支援体制の整備は、決して十分とは言えず、カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減、見舞金制度等の導入促進、居住場所の確保等について、地域によって制度の有無や内容、運用に格差がある。

精神的・身体的・経済的に苛酷な状況に置かれている犯罪被害者等の支援について、地域による不均衡が生じており、途切れることのない支援の実現の支障となっている。犯罪被害者等の誰もが社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようにするためには、全国どの地域でも等しく充実した支援が求められる。その実現に当たっては、国による全国一律で実効性のある制度の構築が必要であり、そのための法制度化に向けた課題の検討が必要である。

よって国会及び政府は、犯罪被害者等が必要とする多様な支援が、どこに住んでいても平等に受けられるよう、地域によってばらつきがある現状を国が把握し、全国一律の支援を犯罪被害者等基本計画に位置付けるとともに、必要な法制度を構築することについて、所要の措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆 議 院 議 長 参 議 院 議 長 内 閣 総 理 大 臣 総 務 臣 大 法 務 大 臣 財 務 大 臣 厚生労働大 臣 国家公安委員会委員長 察 庁 長 官

殿

新型コロナウイルス感染症の後遺症に対する取組の 強化を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和 5 年 3 月14日

神奈川県議会議員	新	堀	史	明
同	岸	部		都
同	須日	日 3	_う^	<b>~</b> \\
同	石	田	和	子
同	田	中	信	次
同	JII	崎	修	平
同	野	田	治	美
同	西	村	< 13	22
同	中	村	武	人
同	桐	生	秀	昭
同	菅	原	直	敏
同	牧	島		功

# 新型コロナウイルス感染症の後遺症に対する取組の 強化を求める意見書(案)

新型コロナウイルス感染症に罹患し、感染性が消失した後も、疲労感・倦怠感などの罹患後症状、いわゆる後遺症を訴える方が増えている。国の「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き 別冊 罹患後症状のマネジメント(第2.0版)」によると実際に、倦怠感や頭痛、動悸・息切れ、味覚・嗅覚障害、脱毛、更には思考力や記憶力が低下するブレインフォグなど、その症状によって日常生活や仕事、学業などに支障が出てくることもあるということが示されている。

しかし、このような症状に対する診療とケアの手順が標準化されていないため 患者の状態が更に悪化するということが懸念されている。

感染拡大から3年が経過し、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けは令和5年5月8日から、新型インフルエンザ等感染症から外され、5類感染症への移行が予定されているが、後遺症に悩み生活に大きな影響を受けている方々の治療法等の確立は引き続き重要な課題である。

よって政府は、新型コロナウイルス感染症の後遺症に悩む方々に寄り添い、一人ひとりの日常を守るために、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 新型コロナウイルス感染症の後遺症の発生状況について、非常に近い症状の 筋痛性脳脊髄炎/慢性疲労症候群 (ME/CFS) との関連や自己免疫疾患と の関連も含めた、実態調査を推進すること。
- 2 一部医療機関で実施されている、Bスポット療法(EAT・上咽頭擦過療法) 等の検証を進めるとともに、治療法の標準化により、後遺症に対応できる医療 機関や相談窓口を拡充すること。
- 3 新型コロナウイルス感染症による後遺症の原因究明と新たな治療法の確立に 向けた研究予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

内 閣総 理大 臣) 総 務 大 臣 殿 財 務 大 臣 厚 生 労 働大 臣

横浜ノース・ドックにおける米陸軍小型揚陸艇部隊の新編 に関する意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和 5 年 3 月14日

神奈川県議会議員	高橋栄一郎	ß
同	亀井をかつく	な ヽ
同	永 田 磨梨為	Ź,
同	ためや義	<b>文</b>
同	飯野 まさたに	ナ
同	あらい 絹 世	比
同	斉藤 たかみ	ナ
同	長田進油	ム口
同	嶋村ただし	ر
同	松田良阳	刀口
同	作山 ゆうすじ	ナ
同	近藤大輔	甫

横浜ノース・ドックにおける米陸軍小型揚陸艇部隊の新編 に関する意見書(案)

令和5年1月11日(米国時間)、日米安全保障協議委員会(日米「2+2」)が開催され、横浜ノース・ドックに米陸軍小型揚陸艇部隊が新編されることが示された。これまでの国からの情報提供によると、令和5年春ごろ、13隻、約280名の編成予定であり、新編に伴う新たな船舶の増加はなく、人員については、これまで随時派遣されていた要員を常時配置するとのことである。

厳しさを増す安全保障環境に対応するための在日米軍の態勢の最適化に向けた 取組の一環とのことであるが、横浜ノース・ドックは横浜港の中心に位置し、様々 な機能の集積地に隣接しており、多方面への影響が懸念される。

部隊新編に関する具体的な内容について、横浜ノース・ドック周辺住民等が不安を感じることのないよう、適時適切に情報提供を行うことが重要である。また、駐留する要員は県内の既存米軍施設等に居住するとされているため、横浜ノース・ドックだけでなく、県内基地周辺住民へも同様の配慮が求められる。

これまで日米両国政府が実施してきた基地返還等の負担軽減策に支障が生じることのないよう、地元自治体の意向に沿った負担軽減策を実施することも必要である。

よって政府は、県民の安全・安心を確保するため、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 部隊新編に関し、地元に影響を及ぼす可能性のある事項について、より具体 的な情報を速やかに提供すること。
- 2 部隊新編により、周辺市街地や民間船舶等への影響が生じることのないよう、 万全の対策を講じること。
- 3 横浜ノース・ドックを含めた県内基地において、新たな部隊の配備、大規模な施設整備、基地機能の変化がある場合には、事前かつ速やかに情報提供を行うとともに、地元自治体の意向を尊重すること。また、引き続き県内基地の整理・縮小・早期返還に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

 
 内閣総理大臣 総務大臣 外務大臣 防衛大臣

神奈川県議会議長

## 都道府県議会議員の選挙制度の見直しを求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和 5 年 3 月14日

神奈川県議会議員	高 橋 栄一郎
司	亀井 たかつぐ
司	永 田 磨梨奈
同	ためや 義 隆
同	飯野 まさたけ
司	あらい 絹 世
同	斉藤 たかみ
同	長 田 進 治
司	嶋 村 ただし
同	松田良昭
司	作山 ゆうすけ
同	近藤大輔

#### 都道府県議会議員の選挙制度の見直しを求める意見書(案)

公職選挙法では、都道府県議会議員の選挙区の人口が議員一人当たりの人口の 半数未満となった場合は、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設け るものとされている。その一方で、昭和41年1月1日現在に設けられている選 挙区については、その人口が議員一人当たりの人口の半数未満となった場合であ っても、当分の間は、当該区域をもって一選挙区を設けることができるとされて いる。

都道府県議会議員には、広域自治体の議会の議員として、市町村の区域を基本とする選挙区から選出された地域代表という側面があり、人口較差に留意しつつも、県議会には、地域の実情をしっかりと県政に反映することができる選挙区を設定することが求められている。

小規模自治体の住民の意見を県政に反映させるためにも、地域代表である県議会議員を今後も適切に配置することが必要であり、人口要件のみで議員を各選挙区に配当するという現行法令では多様な県民意見を県政に反映させることが難しく、法令改正も含めた選挙制度の見直しを図っていくべきである。

よって国会及び政府は、昨今の人口動態や地域の特性を踏まえ、都道府県議会が、幅広い地域の代表を選出することが可能な選挙区を、より柔軟に設定できるよう、その選挙制度を見直すよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

長 衆 院 議 議 長 参 議 院 議 内 閣 総 理 大 臣 臣 総 務 大

神奈川県議会議長

## 同性婚を保障する法整備を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和 5 年 3 月14日

神奈川県議会議長 しきだ 博 昭 殿

神奈川県議会議員 井 坂 新 哉

司 君嶋 ちか子

同 上野たつや

同 大山 奈々子

#### 同性婚を保障する法整備を求める意見書(案)

性の多様性を尊重すべきという認識が年々高まり、いまやG7各国は、日本を除いて同性婚を保障する法制度を有している。わが国では同性婚が制度化されていないが故に、同性カップルはさまざまな不都合に直面している。

例えば、遺言を残さない限り財産の相続が出来ないこと。このことはともに暮らしていた住まいを退去せざるを得なくなる事態さえ生じかねない。また、外国籍パートナーで、かつ、同性の場合は日本人の配偶者としての在留資格が得られないため、日本で職につくことによる在留資格はあっても、失職した場合にはともに暮らすことは不可能となる。また、特にコロナ禍でも多くの事例が見られた問題として、パートナーが病気や事故で意識不明に陥ったとき、家族であれば医師から病状を聞きとり、本人と面会することがある。さらに、パートナーが病気がないことをあっても、あれば医師がないことをあることが許されないことがある。さらに、パートナーがもたがないことがある。さらに、パートナーが表に関わる場面であってもれないことがある。さらに、パートナーが表に関わる場面であってもいても、両親ともには親権者となることはできず、命に関わる場面であっても子どもに寄り添えない事態になる。かつ、法律上の親が未成年後見人を指定せずに亡くなった場合には残された親が我が子と関われなくなることすら生じる。

これら数々の問題を少しでも解消できるよう、当事者の声を受けた各自治体が同性同士のカップルを婚姻に相当する関係と認め証明書を発行する制度、いわゆる同性パートナーシップ制度を構築している。「渋谷区・虹色ダイバーシティ 全国パートナーシップ制度共同調査」によると、その人口カバー率は本年1月時点で60%を超え、神奈川県の県内市町村においてパートナーシップ証明書を受領したカップルの数は2022年12月時点で589組に上る。これら、自治体の努力にもかかわらず、国会議員等をはじめ性的マイノリティへの差別発言はあとを絶たない。同性愛に対する差別意識を払拭する意義を含め、国が法で権利を擁護することは喫緊の課題である。

2021年札幌地方裁判所で、同性婚を認めない現行法の違憲性が争われた裁判で、「法律上、同性同士が婚姻できないことは、法の下の平等を謳った憲法第14条違反」との判断が明確に示されている。判決文には「異性愛者と同性愛者の違いは、人の意思によって選択・変更し得ない性的指向の差異でしかなく、いかなる性的指向を有する者であっても、享有し得る法的利益に差異はないといわなければならない。」との文言がある。2023年2月共同通信社の全国世論調査によると64%が同性婚に賛成している。同性婚を否定する科学的、医学的根拠が失われ、国内外で性の多様性を重んじる人権感覚が急速に進んでいる。日本では同性婚を認められていないカップルが海外で認められたことにより、人生に光が差したようだという当事者の声を受け止め、差別的状況を解消することは急務である。

よって国会及び政府は、民法及び戸籍法の婚姻に関する諸規定を改正し、同性婚を法的に保障するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 H 衆 院 長 議 議 参 議 院 議 長 内 閣 総 理 大 臣 殿 臣 総 務 大 法 務 大 臣

教員の多忙解消のために教員一人当たりの授業数を減らし、 抜本的な定数増を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和 5 年 3 月14日

神奈川県議会議長 しきだ 博 昭 殿

神奈川県議会議員 井 坂 新 哉

司 君嶋 ちか子

日 上野たつや

同 大山 奈々子

### 教員の多忙解消のために教員一人当たりの授業数を減らし、 抜本的な定数増を求める意見書(案)

教員の多忙・過密労働は看過できない事態となっている。

「働き方改革」が進められる下で、在校時間は減少しているが、精神疾患によ る休職などは増大している。

文部科学省の平成24年「教員のメンタルヘルスの現状」及び令和2、3年度 「公立学校教職員の人事行政状況調査について(概要)」によると、精神疾患で休 職する教員数は1997~2002年度は1,600~2,700人程度で推移 していたものが、2007年度以降ほぼ5,000人台と増加している。2021 年度精神疾患による病気休職者数は5,897人で、前年度より694人増加し、 過去最多となった。

このまま推移すれば、教員の仕事は厳しいから希望しないという傾向に拍車が

かかり、教員の確保は困難になるばかりである。
この状況の中で、2021年度の文部科学省調査によると、全国公立学校の教員未配置は、2,558人に上っている。この要因について文部科学省は、教師必要数の増加、登録講師の減少、産休・育休取得教員の増加、休職教員の増加を アンケート調査の集計結果のポイントとして指摘している。

神奈川県においては、2022年度当初で横浜市24名、 川崎市61名、相模 原市11名、政令市除く県域145名、計241名の未配置が生じている。県内には、教員が二クラスの授業を同時進行、担任不在のため成績がつけられなかったなどの実例がある。子どもの学ぶ場が保障されない事態が進行している。

2022年度に向けた政令市を除く公立学校の教員採用状況は、正規教員募集 数1,130人、受験者数4,517人、採用数1,123人、臨時的任用は2022年5月1日時点で2,123人となっている。応募者数は減少しているものの、正規雇用で確保していれば計算上は未配置が生じない状況である。定 数内正規教員の採用を確実に行っていく必要がある。

方で、小中学生の不登校数は、2021年度文部科学省調査によると全国で 24万4,940人と過去最多を示した。

県内の2021年度公立小中学校不登校児童生徒数は16,656人であり、 小学校は過去最多となっている。

これらは、全て教員の多忙化や欠員状況が原因とはいえないまでも、もっとゆ とりある教育現場を取り戻せば、状況は変わってくる。県内の保護者から、不登 校のわが子が、先生から話しかけられ、「先生と話したのは初めて」ととても喜ん でいたとの話が寄せられている。また保健室登校の生徒が、養護教諭の忙しさを見て「自分が行く場所じゃない」と保健室にも行けなくなったという例もある。教員多忙の最大の問題は少ない教職員で過大な業務を担っていることにある。

学校を、児童・生徒も教員も本来の喜びを感じあえる場とし、児童・生徒が生き る力と学力を身につける場として取り戻すことが必要である。

よって国会及び政府は、次の事項について、所要の措置を講じられるよう強く 要望する。

- 教員の多忙解消のため、教員一人当たりの授業数を減らし教員一人一日4コ
- マ以下とすること。 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律及び公立義務 教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を変え、大幅な定数 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日 院 長 議 議 院 長 参 議 議 臣 内 閣 総 理 大 殿 務務 臣 総 財 臣 文 大 臣 部 科